

通学区域外の学校を指定する場合の基準（学区外通学許可基準）

国見町教育委員会

1 この基準は、国見町立小中学校通学区域に関する規則第4条の規定に基づき、通学区域外の学校を指定（学区外通学許可）する場合の基準を示すものとする。

※ 第4条 教育委員会が特に必要と認める場合は、通学区域外の学校を指定することができる。

2 通学区域外の学校を指定する場合は、保護者からの通学すべき学校の変更申し立てにより概ね次の事由に該当する場合、それぞれの期間通学すべき学校の変更を認めることができる。

事 由	許 可 学 年	許 可 期 間	備 考
1 他の学区へ転居したが、高学年のため引き続き従前の学校への通学を希望する場合	○小学校5年、中学校2年で第2学期以降の児童生徒	○小中学校とも卒業までの期間	・小学校での許可は6年卒業までとし、中学校には及ぼさない。
2 他の学区へ転居したが、学期末のため当該学期の終了まで引き続き従前の学校への通学を希望する場合	○全学年の児童生徒	○第1・2学期は当該学期終了まで(3～4週間の短期間とする) ○第3学期は1月から3月の学年末まで	
3 現在入居住宅の増改築工事のため一時移転し、完成後再入居するため従前の学校への通学を希望する場合	○全学年の児童生徒	○半年間程度を限度とし、工事完了後再入居までの期間	・工事契約書写、施工業者の証明書等、完成までの期間等を明らかにし得る書類を添えて申し立てる。
4 転居したが、近いうちに再転居の予定なので従前の学校への通学を希望する場合	○全学年の児童生徒	○再転居までの期間が1～2ヶ月の場合に限り、再転居までの期間	・再転居予定家庭の前住所の転居が遅れている等、再転居の事由、期間等を明らかにし得る書類を添えて申し立てる。
5 公共事業のため転居したが、従前の学校が隣接学区であるため、引き続き従前の学校への通学を希望する場合	○全学年の児童生徒	○小中学校とも卒業までの期間	・従前校が隣接学区であり、通学距離、通学方法等の安全確保と児童生徒の通学負担並びに地域近隣者との調整を考慮する。 ・今後入学する弟妹については及ぼさない。
6 病弱により通院等を必要とするため、従前の学校または病院等に近い学校への通学を希望する場合	○全学年の児童生徒	○医師が必要と認める期間	・指定病院または保健所医師の診断書を添えて申し立てる。
7 保護者が共働き等のため、下校後親類知人宅等に児童を預けるとし、その住所地の学区の学校への通学を希望する場合	○小学校で、必要と認められる学年 (入学予定者含む)	○小学校卒業までの期間	・在職証明、児童預かり承諾書を添えて申し立てる。
8 保護者が自営業等に就いており、放課後児童がその事業を営む店舗等へ下校するため、店舗等のある学区の学校への通学を希望する場合	○小学校で、必要と認められる学年 (入学予定者含む)	○小学校卒業までの期間	・自営業従事申告書を添えて申し立てる。
9 他の学区に新築中で、未完成ではあるが、新築地の学区の学校への通学を希望する場合	○全学年の児童生徒 (入学予定者含む)	○おおむね当該学期終了までの期間	・工事契約書写を添えて申し立てる。
10 いじめの問題により緊急避難的に転学を希望する場合	○必要と認められる学年	○必要と認められる期間	・いじめの状況について校長の意見を添えて申し立てる。
11 その他、学区外通学の必要が認められる事由がある場合	○必要と認められる学年（最低期間）	○必要と認められる期間	・具体的事由を検討し判断する。 (やむをえない場合のみとする)

○ 学区外通学許可は、距離的に通学可能と認められる者についてのみ許可する。

※通学方法（保護者の責任確認）を必要とする。